

平成 26 年度第 4 回北海道地方独立行政法人評価委員会
試験研究部会 議事録

- 開催日 平成 27 年 3 月 18 日（水）13:30 ～ 14:30
- 場所 北海道庁本庁舎 9 階 職員監会議室
- 出席者 （委員）石橋部会長、安達委員、北野委員、細川委員、籾本委員
（事務局）総合政策部科学 IT 振興局研究法人室 田中室長、寺前参事、樋口主幹ほか
- 議 事 （1）地方独立行政法人北海道立総合研究機構第二期中期計画について
（2）地方独立行政法人北海道立総合研究機構の年度評価実施要領の平成 26 年度項目別評価の視点（案）について
（3）地方独立行政法人北海道立総合研究機構の中期目標期間評価実施要領（案）について
（4）地方独立行政法人北海道立総合研究機構業務方法書の一部改正について
（5）その他
- 資 料 資料 1-1 北海道立総合研究機構中期計画（平成 27 年度～31 年度）の概要
資料 1-2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構中期計画
資料 1-3 第二期中期目標・中期計画対照表
資料 2-1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構年度評価実施要領の平成 26 年度項目別評価の視点（案）
資料 2-2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構年度評価実施要領の項目別評価の視点対比表（平成 25 年度・平成 26 年度【案】）
資料 3-1 道総研中期目標期間評価実施要領（案）の概要
資料 3-2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の中期目標期間評価実施要領（案）
資料 3-3 中期目標期間評価の視点（案）
資料 3-4 平成 26 年度及び中期目標期間（平成 22 年度～26 年度）業務実績報告書（案）
資料 4-1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 業務方法書の一部改正について
資料 4-2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 業務方法書
資料 4-3 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 業務方法書 新旧対照表
参考資料 1 北海道地方独立行政法人評価基本方針
参考資料 2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 年度評価実施要領
参考資料 3 建築基準法の一部改正によるその他変更事項

（事務局）

○開会

（石橋部会長）

●挨拶

部会でご挨拶するのが今回で最後になると思う。

今まで、委員の皆さま及び事務局の皆さまにご協力いただき、感謝申し上げます。

本日は、年度末のお忙しいところ、委員の皆さまには、今年度第 4 回の試験研究部会にお集まりいただき感謝申し上げます。

本日は、来年度からスタートする道総研の第二期中期計画について、平成 26 年度項目別評価の視点案、中期目標期間の評価の実施要領案、最後に業務方法書の一部改正についての 4 件の議題について審議を進めて参る。

この後、本日は 3 時 30 分から評価委員会を予定しており、限られた時間ではあるが、客観的で中

立公正な観点から発言されていると思いますが、活発なご議論、審議を進めて参りたいと考えているので、委員の皆さまのご協力をお願いし、私の最後の挨拶とさせていただきます。
よろしく願います。

(事務局)

○ それでは、これから先の議事の進行については、石橋部会長に願います。

議事(1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構第二期中期計画について

(石橋部会長)

- 本日の審議は、お手元の次第にある4つの議題について事務局から説明を受け、皆さまからご意見をいただきながら、審議を進めて参る。
なお、第二期中期計画、平成26年度項目別評価の視点案、業務方法書の一部改正は、本日の協議内容により、試験研究部会としての結果をまとめ、最終結果とさせていただきます。
まず、最初の議事である「道総研の第二期中期計画について」を事務局から説明願う。

(事務局)

○ 資料1-1～1-3に基づき説明

- ・ 中期計画は、地方独立行政法人法第26条の規定に基づき、北海道が指示した「第二期中期目標」を達成するために道総研が策定し、道は認可に当たり、予め評価委員会のご意見を伺うもの。
- ・ 基本的な考え方は、中期目標を踏まえ、評価委員会中間評価で「概ね順調」とされた第1期の取組をベースに、総合力を発揮した研究の推進及び研究成果が道民生活や産業の現場で一層活用されるよう、取組方法や数値目標を設定。
- ・ 主なポイントは、①総合力を発揮して取り組む研究分野として、「食」、「エネルギー」及び「地域」を重点領域として設定し、研究開発を戦略的に展開、②研究成果の道民への還元を推進するため、知的財産権の取得及び適正な管理を行い、その一層の活用を図るとともに、技術相談や技術指導等を通じて研究成果の活用促進やニーズ把握等に取り組む、③研究成果の一層の普及・活用に向け、道総研プラザを効果的に活用するとともに、市町村等との情報の共有化を図るなど連携の取組を一層推進するほか、研究、技術支援等の活動を広く分かりやすく道民に伝えるとともに、企業等のニーズ把握など双方向のコミュニケーションによる広報活動を展開。
- ・ 数値目標は、中期目標で数値目標を設定して取り組むこととされた7項目について、第1期の実績を踏まえて、必要に応じ内容の見直しを行い、10の指標を設定し、目標値を設定。
設定に当たっては、当部会における意見も踏まえ、取組の成果がよりの確に反映されるとともに、実態との整合性が図られるよう、数値目標の内容を検討し、一定の見直しを実施。
主な数値目標として、①外部資金の確保に積極的に取り組む観点から、公募型研究、一般共同研究及び受託研究の「外部資金による研究課題数」、②知的財産の活用を促進する観点から、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権等の「知的財産権の権利数」などを設定。
また、1期の年度ごとの傾向や社会経済情勢等が影響する項目などもあることから、それらを踏まえ、1期の実績最大値や平均値を基に、努力目標として一定の増加率等を乗じて設定。
- ・ 運営支援費は、中期目標において、研究費及び研究職等の人件費の研究関連経費を対前年度比1%縮減の効率化係数の対象外としており、これに基づき算定し、第2期目標期間における道からの運営支援費は約658億円(運営費交付金約647億円、施設整備等補助金約10億円)と設定。

- ・ 今後のスケジュールは、道総研から2月 25 日付けで認可申請を受けており、本学会での意見を踏まえ、今月下旬に認可する予定。
- ・ 道総研から提出された中期計画は資料1-2、第二期中期目標と中期計画の対照表を資料1-3として添付しているので、後ほどご覧いただきたい。

(石橋部会長)

- 事務局から中期計画の概要について説明いただきましたが、委員の皆さまからご意見、ご質問があればお願いします。
数値目標に関してですが、このように5%あるいは知財の関係は実績平均件数の15%増で設定となっており、ほぼ達成できるとの見込みということでよいか。

(事務局)

- 基本的には、一期の数値目標を基に設定しており、中には依頼試験や設備提供など目標に届いていなかったものもあり、1期の実績を踏まえたものをスタート台とし、がんばり分として増を見て5%増などと設定している。知財の分は、期限がきて消滅するものやあまり契約に至っておらず落とした方が管理上良いものを落とした上で、共同研究などを進める中、知財の権利を取っていくものを増やして設定している。平均件数を取っており、知財の権利数は大きく見えるが、道総研とも協議する中で設定している。

(石橋部会長)

- 次期中期計画についてよろしいか。
特にご意見がないということで、中期計画について、全体としては、中期目標に対応した総合力の発揮や研究成果の活用などに配慮するとともに、数値目標も第1期の実績等を踏まえ、当学会の意見も踏まえて見直しを行っており、部会として「妥当な内容である」として評価委員会に説明することとしたいがよろしいか。

～委員了承～

<p>議事(2) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の年度評価実施要領の平成26年度項目別評価の視点(案)について</p>
--

(石橋部会長)

- 次に、議題2「平成26年度項目別評価の視点案について」事務局から説明願う。

(事務局)

- 資料2-1及び2-2に基づき説明
 - ・ 評価の視点は、昨年度、委員の皆様から頂戴したご意見を反映しながら、平成23年度に実施した見直し内容を基本に主に年度計画の変更に伴う視点の見直しを実施。
今年度の評価の視点は、これまでの経緯を踏まえ、前年からの年度計画自体の変更により、評価の視点の見直しが必要な項目について、事務局で整理したもの。
 - ・ 昨年度から見直した部分の主な部分は次のとおり。
- ① No.10「一般共同研究」及びNo.11「受託研究」は、計画に「研究成果等のPR及び企業等との交流の実施」を追記したことにより、「研究成果等のPRや企業等との交流を積極的に実施しているか」という視点を追加。
- ② No.23「技術開発派遣指導」は、昨年度の実績評価において委員から質問のあった、「新製品の開

発、新事業の立上げの内容」という視点を追加。

- ③ No.32「利用者意見の把握」は、計画に「利用者意見を踏まえ業務の見直しを行う」を追記したことにより、「意見を踏まえた業務の見直しが行われているか」という視点を追加。
- ④ No.35「知的財産の管理」は、計画に「知的財産ポリシーに基づく各種規程の整備や企業への周知」を追記したことにより、「各種規程が整備されているか」、「道総研内への普及、企業への周知が行われているか」という視点を追加。
- ⑤ No.43「連携基盤の活用による事業の推進」は、計画に「道総研プラザを連携拠点として活用し、北大R&B P推進協議会等との連携によるニーズ発掘等の実施」を追記したことにより、「道総研プラザを活用し、共同研究、技術支援等のニーズ発掘等が行われているか」という視点を追加。
- ⑥ No.60「評価制度等の導入」は、昨年度評価結果を踏まえ、年度評価に記載はないが、「平成 25 年度評価結果に係る評価委員会の意見を踏まえた対応がなされているか」という視点を追加。
- ⑦ No.64「知的財産収入の確保」は、計画に「知的財産アドバイザーの助言を受け、適切な契約締結を行い、知的財産収入の確保に努める」を追記したことにより、「適切な契約を行い、知的財産収入が確保されているか」という視点を追加。
- ⑧ No.65「依頼試験の実施及び設備等の提供」は、計画に「研究機器等の設備を有効に活用する」を追記したことにより、「研究機器等の設備が有効に活用されているか」という視点を追加。

(石橋部会長)

- 昨年度の法人ヒアリングや評価結果の取りまとめにおいて、人事評価についていろいろとご意見等が出ているが、視点案に「平成 25 年度評価に係る評価委員会の意見を踏まえた対応がなされているか」との言葉があるが、この辺はいかがか。

(籾本委員)

- 計画に 25 年度までであった研究職員に関わる部分が削除となっているが、どのような意図で削除になったのか、説明していただきたい。

(事務局)

- 26 年度計画は、26 年 3 月末に策定されており、今回評価いただいたのは、25 年度実績を 26 年 7 月にヒアリングし、8 月に研究職員に係る人事評価制度についてご議論があったところ。道総研の考えは、一定の検証なり、ワーキンググループの報告を行ったことから、26 年度は計画に盛り込まなかったところ。部会でご議論をいただき、もう少し時間をかけて検討した方がよいとのご意見が付き、26 年度の計画には入っていないが、今後部会の意見を踏まえて進めていくこととなり、中期計画には記載していないが、年度計画に記載し、対応するよう道総研で考えているところ。

(籾本委員)

- 議論が集中していたところであり、計画で削除されたことも分かったが、計画に上がっていないことを評価の視点として設けることがよいのか気になるところ。25 年度評価を 26 年度評価に反映させることは非常に大切であると思うが。

(事務局)

- 事務局としては、年度計画に記載はないが、26 年 8 月の評価委員会で意見が出たものであり、今後どのように進めるのかについては、道総研では部会のご議論を踏まえて検討を進め、27 年度以降は申告書などの具体的な取り組みを行おうとしているところ。記載はないが、部会の意見を踏まえて、26 年度中に検討を行っており、その状況を確認することを考えているところ。

(北野委員)

- 25年度計画では、「検証を行う」という表現が入っており、「検証」とはどのようなことかと議論となったが、道総研がきちんと認識して、時間をかけてしっかりした評価制度を作るとの認識が一致しているのであれば、個人的な意見としては全く問題ないと思う。どういう検討が行われたかお示しいただくこととなるので、是非お聞きしたい。

(籾本委員)

- 趣旨としては結構ですし、我々の仕事としてそれを行うことは重要であるが、計画と評価の視点を見た時に違和感があったので、道総研とコミュニケーションがとれているのであれば、結構です。

(安達委員)

- 蒸し返すようであるが、今おっしゃったことをここに記載することは難しいか。「削除」ではなく、経過を記載し、「いつの時点で計画を見せる、このような過程で決まったものを計画とする」などと記載することは難しいか。

(事務局)

- 計画は、道総研で26年3月に策定したものであり、この段階では人事評価の記載がないということとならざるをえない。27年度計画では、研究職の人事評価に関する文言が入ってくる予定と伺っている。

(石橋部会長)

- それでは、2つめの議題である「平成26年度項目別評価の視点」については、この案のとおり決定してよろしいか。

～委員同意～

(石橋部会長)

- それでは、この案のとおり決定する。

議事(3) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の中期目標期間評価実施要領(案)について

(石橋部会長)

- 次に、議題3「中期目標期間評価実施要領案について」事務局から説明願う。

(事務局)

- 資料3-1～3-4に基づき説明
 - ・ 道総研の第1期中期目標期間が終了することから、地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、中期目標の達成状況について評価委員会の評価を実施。
 - ・ 評価方法は、北海道地方独立行政法人評価基本方針で「中期目標期間評価の方法については、別途、評価実施要領で定める。」とされており、事務局案を取りまとめたもの。
評価委員会が「項目別評価」と「全体評価」により実施し、項目別評価は、法人の「自己点検・評価」の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査・分析し、評価すると定められており、全体評価は、項目別評価結果を踏まえ、法人の業務実績全体を記述式により総合的に評価。
 - ・ 法人の自己点検・評価の方法は、項目別評価は、「評価単位」として、中期計画の122項目ごとに実施状況の自己点検・評価を行い、それを踏まえ、中期目標の26項目に集約し、評価。
評価基準は、年度評価と同様の評価基準とし、4段階で評価。

総括実績は、5年間の業務全体の実施状況や特記事項について記述式で記載。

- 評価委員会の評価の方法は、項目別評価は、法人から提出された業務実績報告書の審査及び法人へのヒアリング等を通して、中期目標の達成状況や中期計画の実施状況等を確認し、法人の自己点検・評価の妥当性を検証し、その検証を踏まえ、評価基準により総合的に判断し、中期目標を中間期間評価と同様の7項目ごとに評価を実施するとともに、年度評価と同様5段階で評価。

なお、評価に当たっては、判断の目安に記載している「3以上の割合」による評価に加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を勘案して総合的に判断。

また、全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間における法人の業務実績と、中期目標期間終了時における中期目標の達成状況について、総合的な評価を記述式により記載。

- 評価に当たっては、評価の視点を定め、これに基づき実施し、全体的な視点として4項目を設定。
- 法人の業務実績報告書の様式は、平成26年度実績報告書と第1期中期目標期間実績報告書を効率化の観点から一体の様式とし、項目別実績は、中期目標の26項目ごとに作成し、関連する中期計画及び26年度の実施状況及びその成果を数値目標がある場合は、それを含めて具体的に記載。

(石橋部会長)

- ただ今事務局から説明があったが、第1期中期目標期間の評価実施要領案について、委員の皆さんからご意見等があれば、ご発言をお願いします。
中期計画の122項目、中期目標の26項目を全項目評価することでよいか。

(事務局)

- 資料3-2の3ページ目の別紙をご覧ください。
一番右側の中期計画の項目が122項目であり、毎年度法人が自己点検評価を行っているものであり、今回5年間の自己点検として、目標ごとの評価を行うとされており、真ん中の26項目の評価を行ってもらうもの。評価委員会では、それを受け、中間評価と同様の7項目を評価してもらう。

(籾本委員)

- 資料3-3の中期目標期間に係る評価の視点として、全体的な視点とあり、この内容は分かるが、実際にどのように評価することになるのか。資料3-4の別紙にどのように関わってくるのか。

(事務局)

- 全体的な視点は、法人で項目ごとに26年度実績と中期計画期間実績を記載いただくが、特記事項などを記載いただくとともに、それを受けて前のページになるが、法人の総括実績の中で特に実施したことを記載いただくことになり、法人全般に関わることを見ていただきたいと考えている。

(籾本委員)

- 全体的視点の最後の「年度評価」とは25年度評価までということによいか。

(事務局)

- 25年度評価までを踏まえたものとなっているか評価していただく。

(石橋部会長)

- 資料3-1に項目別評価と全体評価があり、全体評価は項目別評価の結果を踏まえて記述式でということか。

(事務局)

- そのとおり。

(石橋部会長)

- 特にご意見等はありませんか。それでは、部会からの意見は特になしということで、これでもよろしいということですね。この後に開催する評価委員会において事務局から説明していただき、決定していただくこととします。

議事(4) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構業務方法書の一部改正について

(石橋部会長)

- 本日最後の議題となります「業務方法書の一部改正について」事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

- 資料4-1～4-3、参考資料3に基づき説明
 - 変更理由は、地方独立行政法人法第22条の規定に基づき、道総研から業務方法書を変更し、知事の認可を受けるもの。
改正内容は、建築基準法の改正があり、第8条建築に関する業務の「構造計算適合性判定」及び「構造方法等の認定のための審査に必要な評価」に関する該当条項が変更となったことから、修正するもの。
 - 業務方法書は、地独法第22条に基づき法人の具体的な業務の要領を記載した書類。
目的、業務運営の基本方針、法人の業務等を各分野に分けて記載、業務の委託、競争入札及びその他契約に関する事項を記載したもの。
 - 今回の変更は、第8条(4)及び(5)の引用条項のずれが生じたことから、変更するもの。
道が認可するに当たり、評価委員会の意見聴取を行うもの。
 - 建築基準法の改正点は、現行は建築主が北海道や市町村などの特定行政庁へ確認申請を行うと道総研などの判定機関へ依頼がなされるが、改正後は建築主が直接判定機関へ構造計算適合判定申請を行えるようになるもの。
関連して、道総研が徴収する手数料が53万円から55万円に変更となり、道の同様の基準に運挙して金額を引き上げたもの。
道総研から1月15日に申請があり、議会の付議案件として2月20日に提出しており、3月11日付けで議決をいただき、認可の手続きを進めているもの。
今回の改正は、内容の変更ではなく、建築基準法の条項変更に伴い、修正するもの。

(石橋部会長)

- 本日最後の議題となります「業務方法書の一部改正について」ではありますが、建築基準法の改正によってこうしなければならないというものであり、特にご意見等ございますか。

～質疑等なし～

(石橋部会長)

ないようですので、部会として特に意見なしとします。

議事(5) その他

(石橋部会長)

- 最後に、「議事(5) その他」として、本日の審議全体を通じて何かありませんか。

～ 意見等なし ～

(石橋部会長)

- では、この後は事務局からお願いします。

(事務局)

- ありがとうございました。
では、研究法人室長から一言ご挨拶申し上げます。

(事務局 田中室長)

- 石橋部会長をはじめ委員の皆様、いろいろと審議いただき感謝。
本日は、現委員による最後の審議となる。

今月末を持って退任されます石橋部会長と細川委員には、道総研設立前の平成21年度から委員としてご参加いただき、22年度に22の試験研究機関を集め1,200人体制、今は1,100人体制でありますが、全国でも突出した非常に難しい立ち上がりの時期の中で、道総研が道民生活や産業の現場で活用され、道民の期待に応えていく機関となるべく、それぞれのお立場から貴重な意見をいただいたことに関し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、引き続き次期も就任いただく委員におかれましては、道総研設立後5年が経過し、第1期中期目標期間評価や、本年4月からスタートする第二期中期目標、中期計画に係る初めての評価など皆さまのお力添えを賜りながら頑張りたいと思うので、よろしく願います。

無事議会も終わり、道としては、道総研が今後とも効率的かつ安定的な運営のもと、多様化する地域のニーズに的確に対応し、北海道の総合的な試験研究機関としての役割を十分果たしていくことができるよう、支援して参りたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見、ご助言等、ご協力をお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

(事務局)

- これをもちまして第4回試験研究部会を終了します。ありがとうございました。